

業務仕様書

1 業務名

学校施設使用建材の石綿含有分析業務（R4-苗穂小学校ほか5校）

2 業務期間

契約締結の日から令和5年3月10日（金）まで。

※速報値の報告については、令和5年1月31日（火）まで。

3 実施予定数量及び履行場所

(1) 実施予定数量

56 検体（吹付仕上材、下地調整材等）

- ア 表層吹付タイルの下層に複数の既存塗膜層が確認された場合は、それらをまとめて1検体とすること。
イ 現地で吹付仕上材や下地調整材が確認できなかった場合は、速やかに本市業務担当者に報告し、対応を協議すること。

(2) 履行場所

	学校名	住所	検体数	参照
1	苗穂小学校	札幌市東区北9条東13丁目1-1	4	別添1
2	藻岩小学校	札幌市南区川沿7条2丁目3-1	12	別添2
3	琴似中央小学校	札幌市西区八軒7条東1丁目1-1	6	別添3
4	西園小学校	札幌市西区西野1条7丁目4-1	10	別添4
5	白石中学校	札幌市白石区本郷通6丁目南1-1	18	別添5
6	八軒東中学校	札幌市西区八軒2条東3丁目1-20	6	別添6

※着手時に、詳細な調査位置の打合せを行うこととする。

4 業務内容

校舎・屋内運動場の外壁、または外部柱等に使用している建材について、石綿含有の有無を判定するため、試料採取及び定性分析を行う。

(1) 実施方法

「建築物等の解体等に係る石綿ばく露防止及び石綿飛散漏えい防止対策徹底マニュアル」（令和3年3月（令和4年3月訂正事項を反映）、厚生労働省労働基準局安全衛生部化学物質対策課、環境省水・大気環境局大気環境課）及び「アスベ

スト分析マニュアル」（第2版）（令和4年3月、厚生労働省）に記載された方法に準拠して試料採取を行い、JIS A1481-1 又は JIS A1481-2 に基づき定性分析を行う。

(2) 実施者

定性分析の実施にあたっては、試料の採取から分析まで専門業者にて行い、分析に関しては、下記のうちア～オのいずれかに該当する、十分な経験及び必要な能力を有する者とする。

- ア 令和2年厚生労働省告示第277号で定める分析調査講習を受講し、修了検査に合格した者
- イ 公益社団法人日本作業環境測定協会が実施する「石綿分析技術評価事業（旧称：石綿分析に係るクロスチェック事業）」により認定されるAランク又はBランクの認定分析技術者（評価区分1及び2における合格認定技術者を含む）
- ウ 一般社団法人日本環境測定分析協会が実施する「アスベスト偏光顕微鏡実技研修（建材定性分析エキスパートコース）」の修了者
- エ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「建材中のアスベスト定性分析技能試験（技術者対象）合格者」
- オ 一般社団法人日本環境測定分析協会に登録されている「アスベスト分析法委員会認定JEMCAインストラクター」

5 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了にあたって、契約約款に定めるほか、下記の書類を作成し、本市業務担当者に提出しなければならない。

名称	規格・内容	部数	提出期限
業務着手届	一	1	業務着手前
業務責任者・担当者指定通知書	一	1	業務着手前
業務責任者・担当者経歴書	業務責任者等と受託者の直接的かつ恒常的な雇用関係、4(2)の資格を有することが確認できる書類を添付すること。	1	業務着手前
分析結果報告書	試験結果報告書	1	
業務報告書	調査測定方法、調査測定結果、写真資料（作業員、使用材料、分析試料、試料採取状況など）	1	業務期間終了後直ちに
電子納品 (CD-R又はDVD-R)	試験結果報告書、調査測定方法、調査測定結果、写真資料（分析試料、試料採取）など一式	1	業務完了日まで。
業務完了届	一	1	業務期間終了後直ちに

※報告書等に関する注意事項

- ・測定終了時には速やかに電話、電子メール等で報告すること。
- ・検体については、試験結果報告書を提出し、本市業務担当者が測定値を確認するまで保管すること。
- ・電子納品は、札幌市「電子納品に関する手引き【営繕業務編】」に基づいて作成する。写真データは、検体ごとに元データ（jpg 等）も提出すること。)

注) 電子納品は、ラベルでデータ内容・作成日時・受託者名を明示し、最新のウイルス定義によりウイルス駆除ソフトで検証したうえ提出すること。

6 一般事項及び注意事項

- (1) 業務は、業務仕様書に従い誠実に履行しなければならない。
- (2) 受託者は業務上知り得た秘密を本市の許可なくして第三者に漏らしてはならない。
- (3) 採取者は、石綿に関し一定の知見を有し、的確な判断ができるなど、石綿の試料採取に対する十分な知識を有すること。
- (4) 試料採取中に石綿粉じんを飛散させないような措置を取ること。また、試料採取中は関係者以外の者が近くに寄れないような措置を取ること。
- (5) 採取者は「一新石綿技術指針対応版－石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」（建設業労働災害防止協会）に記載されたマスク、防護服等を着用するなど、粉じんを吸入しないようにすること。
- (6) 粉じんを飛散させないように、採取時には水又は飛散抑制剤にて湿潤化を行い、採取後には建築基準法第 37 条により認定された飛散防止剤を噴霧し、認定品であることがわかる資料を本市業務担当者まで提出すること。
- (7) 採取容器については未使用のものを使用するなど、他の試料等が混入しないようにすること。
- (8) 試料採取にあたっては、別添 7 のように施工部位の 3 か所以上から採取し、それぞれを試料採取容器に密閉した上で、密閉式試料ボックス等に一まとめにすること。
- (9) 業務の実施に必要な工具、脚立、計測機器等の機材及び養生にかかる消耗品等は、特記がある場合を除き受託者の負担とする。
- (10) 来校にあたっては、学校という施設を考慮の上、新型コロナウイルス感染防止対策としてマスクを着用し、こまめな消毒を心掛けること。また、来校前の検温を徹底し、発熱等の体調不良がある者の来校を控えるなど、新型コロナウイ

ルス感染拡大防止対策に努めること。

7 業務の履行における環境負荷の低減

本業務の履行においては委託者である札幌市が運用する環境マネジメントシステムに準じ、環境負荷低減に努めること。

- (1) 電気、水道、油、ガス等の使用にあたっては、極力節約に努めること。
- (2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。
- (3) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力ガイドライン指定品を使用すること。
- (4) 特定業務（設備機器の運転管理、毒物又は劇物の取扱い、特別管理産業廃棄物の保管又は処理業務）に従事する者は、それを遂行するために要求される十分な知識及び技能を備えていること。

8 その他

- (1) 関係法令を遵守すること。
- (2) 学校の運営中に業務を行う場合等、特に児童生徒への影響を配慮し業務を行うこと。
- (3) この仕様書に明記されていない事項については、本市との協議によること。

9 連絡先

札幌市教育委員会事務局 生涯学習部 学校施設課 施設整備係 伊藤

電話：011-211-3832 FAX：011-211-3837

メールアドレス：seibihozan@city.sapporo.jp